

## 05【法務省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

| 提案<br>管理<br>番号      | 提案主体の氏名<br>又は団体名  | 提案名                          | 規制等の根拠法令等   | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|---------------------|---|------------------------------|---|--|---|-------|-----------|--------------------|
| <b>1 入国・在留制度の緩和</b> |   |                              |   |  |   |       |           |                    |
| 031061              | 一般社団法人新経済連盟   | Japan Ahead                  | 出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項  | 在留期間を10年に引き上げ  | <p>在留期間は、一定の期間ごとに我が国に在留する外国人の在留状況、在留の必要性・相当性等を確認する必要があることから定められているものであり、個々の外国人が在留期間の決定に当たっては、入国の目的、滞在予定期間、契約期間、身分・地位の安定度、在留状況の点検の必要性等を考慮することとしています。</p> <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、外交、公用、高度専門職などを含む者の在留期間は、在留の資格・手続等には、5年を越えることではございませんが、これまで、平成25年の入管改修法により導入された新たな在留管理制度において法務省が中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるようになったことを受け、改正前の在管法では、在留期間の上限は原則3年とされていたものを5年に伸長したもので、</p> <p>現状においてこの上限を更に延長するだけの合理的理由は認められず、御提案は受け入れられません。</p> <p>なお、許可された在留期間を超えて我が国に滞在しようとする場合は、在留期間の更新の許可の申請を行うことができ、申請者に引き続き在留を認めることが適当と認められるときには、これを許可することとしています。</p> | -     | -         | -                  |
| 031063              | 一般社団法人新経済連盟   | Japan Ahead                  | ・出入国管理及び難民認定法第22条第2項<br>・永住許可に関するガイドライン                                 | 永住許可に必要な在留年数を通常できるよう(一度日本を離れてでもリセットされないよう)変更   | <p>出入国管理及び難民認定法第22条第2項に定める永住許可の要件のうち、「その者の永住が日本国の利益に合するとしたとき」への適合性については、申請人の在留状況等を総合的に勘案して判断されるものですが、永住許可に関する許可可能性の観点から、一定の自安化(永住許可に関するガイドライン)について、以下の通り変更いたします。</p> <p>同ガイドラインの中で、在留については、「原則として引き続き10年以上日本に在留していること」とおり、継続して10年以上在留していることを基本としていますが、永住許可是上記のとおり総合的に判断されるべきは賃のものであります。出国した場合であっても、これまでの在留状況を考慮し、定着性が認められる場合など、個別の事情により、上記ガイドラインに直接当てはまらない永住を許可する事例があります。</p>   | -     | -         | -                  |
| 046070              | 医療法人 明正会  | 健康長寿の大地の恵み<br>温泉・食と医療の融合国際拠点 | ・出入国管理及び難民認定法第19条第2項<br>・及び別表第1の4<br>・同法実行規則第19条第5項第1号                  | 一般に留学生が認められている労働時間の過28時間超えて飲食店での活動、観光ガイド業を行うことの許可。   | <p>資格外活動の許可是、本来の在留活動を阻害しない範囲内において、現に有している在留資格の限りない就労活動を認めることのためのアルバイト活動のため在留期間中の在留許可について申請があつた場合は、通常28時間以内(教育機関の長期休業期間中は、1日5時間以内)の資格外活動について許可されています。この範囲外の活動について個別に許可の申請があつたときは、以下の要件を満たす限りにおいて許可しております。既に対応しています。すなわち、本来の在留活動の遂行が妨げられるのでなく、①活動の目的が本邦留学生の学費等の必要経費を補うものであること、②申請に係る活動が語学教育、通訳、翻訳、家庭教師等の専攻科目と密接な関係のある職種又は社会通念上学生が通常行っているアルバイトの範囲内にある職種であること、が確認できれば、活動を行なう機関の名称及び所在地、業務内容等の条件を定めた上で資格外活動について許可しています。</p>  | -     | -         | -                  |
| 057020              | 株式会社COAST<br>NPO法人沖縄新事業<br>支援機構<br>Soushi Yacht<br>Logistics<br>株式会社エフ・クレス<br>ト | 「スーパーヨット特区」を軸とした地域振興         | 船舶法第3条<br>船舶法第15条<br>出入国管理及び難民認定法 第57条                                  | <p>2-1. 入国法規準備の手続きを迅速且つワンストップ化<br/>外国籍のスーパーヨット等が日本国内において輸入・輸出する際に生じる「このままの法規準拠の手続きを迅速・簡易にして、並行作業の経験とワンストップ化を実現するとともに、それを周知する体制を整える。</p> <p>2-2. クルージング／バミット制度の導入<br/>個人所有船舶(貨物船は除く)が入国後日本国内を一定期間、開港、不開港を問わずに、常に出来るるクルージング／バミット制度の導入後後悔することとともにそれを周知する体制を整える。<br/>※クルージング／バミット制度は米国等でも導入されている制度で、日本に導入することでスーパーヨットによる経済効果が島嶼地域にも及び、離島振興対策が可能。</p> | <p>入管法第57条第1項により、乗員及び乗客に関する事項の事前報告を義務づけているが、これは、我が国へ入国しようとする者に対する情報をあらかじめ入手して入管機関が保有する必要な情報、リストと照合し、テロリスト等であることが判断した。あるいは、その他の人が日本人が上陸申請をする前に上陸審査・退出強制手続等の準備を行ない、各機関の規制により適切に行なうことが可能となっているところ、厳格な在入管審査を行なうために不適欠であり、免除、省略することは適当ではない。</p> <p>なお、当該手続をシステム(NACCS:輸出入・港湾関連情報処理システム)を利用して扱う場合には、入港毎に回の入力・送信で関係行政機関に対する入出港手続を可能としており、重複入力の手間が省略されている。</p>  | -     | -         | -                  |
| 099020              | ㈱特区ビジネスコンサルティング   | 外国人活用特区                      | 労働基準法第32条、第36条<br>労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示第154号) | ・農業分野の労働規制の合理化<br>・特区内では、分担者の合意を得、かつ健全に配慮して、農業分野の繁忙期に遅延した労働時間規制など、ルールを定め行う。(現状では、農業で外国人技能実習生を受け入れる場合、他産業に準拠した週40時間労働などが求められる)  | <p>農業分野の労働時間規制については、当省で所管するものではない。現行の専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の就労改善への影響や国民生活等への影響があることから、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要があるものと考えている。</p>   | -     | -         | -                  |

| 提案<br>管理<br>番号            | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                 | 規制等の根拠法令等   | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請                       | 提案主体からの意見   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答   |
|---------------------------|------------------|---------------------|---|--|--|-----------------------------|---|--|
| <b>2 在留資格「高度専門職」の基準緩和</b> |                  |                     |   |  |  |                             |   |  |
| 048110                    | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区 | ・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中間点及び、<br>・出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件 | ポイント年年の対象となる「イノベーションを促進するための支援措置」として各府省庁の支援措置が列挙されているが、広島県の創出イノベーション創出に係る事業等による支援措置を追加(例)ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金 等                                  | 高度人材ポイント制においては、所属機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして、法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定をしく承認を受けている場合や、補助金の交付その他の支援措置を受けている場合は、ポイントが特別加算されます。これは、同制度は、我が国の経済成長に資することが期待される高度な人材の受け入れ促進を目的とするものであることから、当該人材が所属する機関がイノベーションの創出に資する措置等を受けている場合にもポイントを付与することとしたものです。  | お手数ですが、お問い合わせ窓口へお問い合わせください。 | 例として挙げさせていただいた支援措置は、単に特区対象である地方公共団体による支援措置であるだけでなく、イノベーション創出の促進に資する支援措置であることから、高度人材ポイント制の創出に資するには、①新商品の開発又は生産、②新技術の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方程式の導入、④業務の新たな提供の方式の導入、⑤新たな経営管理方法の導入、のいずれかによって新たな価値を生み出す経済社会の大きな変化を創出するものを対象としています。 | 高齢人材ポイント制は、我が国の経済成長等に貢献することが期待される高齢な能力、知識を有する人材の受け入れ促進などを目的とした制度であり、ポイント制度を運営する特別加算として、各府省庁からイノベーションの創出に資する機関で就業する場合に、一定のポイントを付与しています。 |
| 048120                    | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件第2号、別表第2  | 高度人材における入国情態以外において家事使用者を雇用する場合、「申請人以外に家事使用者を雇用していないものに限る」とされているが、複数人を雇用し交代で勤務することを可能とする。<br>また、報酬要件が「額額20万円以上」とされているが、この場合において、雇用している使用者の合計額とする。 | 御提案の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、仮に、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める第二号に基づき雇用する家事使用者に対して定められた条件満たす報酬を支払う場合、当該家事使用者が他の就労活動に従事するおそれがあることから、適切な在留管理制度が必須となるなど、高度人材に対して家事使用者の雇用と特例的に扶助を要するものであり、特区対象である地方公共団体による支援措置であることをもって直ちに特別加算の対象とすることは困難です。  | -                           | -   | 高齢人材ポイント制は、我が国の経済成長等に貢献することが期待される高齢な能力、知識を有する人材の受け入れ促進などを目的とした制度であり、ポイント制度を運営する特別加算として、各府省庁からイノベーションの創出に資する機関で就業する場合に、一定のポイントを付与しています。 |
| -                         | 愛媛県<br>今治市       | 産業人材としての外国人の受け入れ促進  | 出入国管理及び難民認定法  | 在留資格「高度専門職」の要件に、製造業やスポーツ分野の活動を追加   | 「高度専門職」は、出入国管理及び難民認定法別表第一の一の表「教授」の項から「報道」の項まで又は第一の二の表「経営・管理」から「技能」の項までの在留資格に該当する外国人のうち、我が国の学術研究や経済発展に寄与すると見込まれる高度な能力・資質を有する外国人の受け入れ促進のために設けられたものであり、高度専門職を「イ・ロ・ハ」に該当する活動は、それら在留資格に該当する活動を指すものである。<br>したがって、製造業やスポーツ分野の活動を行う外国人であっても、それら在留資格に該当する活動を行いつつ、ポイント基準等を満たす場合には、「高度専門職」と認定され得るものであり、上記分野の免入れを排除するものではない。 | -                           | -   | 高齢人材ポイント制は、我が国の経済成長等に貢献することが期待される高齢な能力、知識を有する人材の受け入れ促進などを目的とした制度であり、ポイント制度を運営する特別加算として、各府省庁からイノベーションの創出に資する機関で就業する場合に、一定のポイントを付与しています。 |

| 提案<br>管理<br>番号               | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                    | 規制等の根拠法令等       | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容                      | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|------------------------------|------------------|------------------------|-----------------|--|---|-------|-----------|--------------------|
| <b>3 在留資格「経営・管理」に係る特例の活用</b> |                  |                        |                 |  |   |       |           |                    |
| 048070                       | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区    | 国家戦略特別区域法第16条の4 | 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和 | 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を創設していることから、現行制度で対応可能である。<br>活用に当たっては、内閣府地方創生推進事務局に相談されたい。 | —     | —         | —                  |
| -                            | 愛媛県<br>今治市       | 産業人材としての外国人<br>の受け入れ促進 | 国家戦略特別区域法       | 創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に「経営・管理」の在留資格の基準を緩和  | 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成27年法律第56号)において、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を創設していることから、現行制度で対応可能である。<br>活用に当たっては、内閣府地方創生推進事務局に相談されたい。 | —     | —         | —                  |

| 提案<br>管理<br>番号                       | 提案主体の氏名<br>又は団体名   | 提案名  | 規制等の根拠法令等   | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|--------------------------------------|--|--|---|--|--|-------|-----------|--------------------|
| <b>4 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の許可範囲の明確化</b> |  |  |   |  |  |       |           |                    |
| 050010                               | 一般社団法人<br>福岡県中小企業経営<br>者協会連合会<br><br>一般社団法人<br>福岡県専修学校各種<br>学校協会 | 地域成長戦略実現にむ<br>けた人材不足の解消<br><br>「産学官連携」による管<br>理体制の整備と<br>外国人留学生の就労ビ<br>ザ（技術・人文知識・国<br>際業務）適用範囲統和 | 【想定するケース】<br>○ビジネス専門学校留学生が、居酒屋に就<br>職する。<br>一ホール・総理・店長補佐・店長などのレバ<br>ルの仕事なら在留資格が可能なのか問セ<br>ンターにて推薦基準を策定する。この推薦<br>基準に則り、入国管理局が在留を許可す<br>る。<br>○日本語専門学校留学生が、コンビニエン<br>スストアへ就職する。<br>一ビルマーケットアンドパーカーなどの地域で<br>どういった業務レベルの仕事なら在留資格<br>が可能なのか問センターにて推薦基準を策<br>定する。この推薦基準に則り、入国管理局<br>が在留を許可する。 | サービス業を始め現在、外国人の就労が<br>認められていない分野で、福岡県企業人材<br>振興施設センター(一飯)で在留資格の推薦基<br>準を策定することにより、在留資格「技術・<br>人文知識・国際業務」の許可範囲を明確化<br>する。 | サービス業であっても、申請人が大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を<br>受けている場合、又は本邦の専修学校の専門課程を修了し、専門士又は高度<br>専門士の称号を得ている場合であって、その知識を必要とする業務に従事する<br>ときは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就労が認められる場合があ<br>ります。 | -     | -         | -                  |

| 提案<br>管理<br>番号                   | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名         | 規制等の根拠法令等  | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |   |
|----------------------------------|------------------|-------------|--|------------------------------|--|-------|-----------|--------------------|---|
| <b>5 在留資格「企業内転勤」に係る国外勤務要件の撤廃</b> |                  |             |  |                              |  |       |           |                    |   |
| 031062                           | 一般社団法人新経済連盟      | Japan Ahead | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項<br>第二号の基準を定める省令の表の「企業内<br>転勤」の項 | 「企業内転勤」の転勤前の外国における勤務期間の条件を撤廃 | <p>在留資格「企業内転勤」の要件の一つとして、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において、法別表第1の2の表の「技術・人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事務所のある公私の機関の本部にある事業所において業務に従事していく期間がある場合には、当該期間を合算した期間）が継続して1年以上あることとしています。これは、外国人を我が国に入国させること自体を目的として外国人を新規に雇用等することを防止するための観点から設けられたものであり、在留資格の要件を満たさない場合は、一方で、「企業内転勤」に該当する活動は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」と同様であり、転勤により我が国に入居・在留しようとする場合であっても、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る要件を満たせば、同在留資格による入国・在留が可能です。</p> <p>この点、総合規制改革会議の第3次答申（平成15年12月22日）において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格周知を求めるにあたっては、許可を得る在留資格の関係、要件等についてホームページに掲載し、周知を図っています。</p> <p>なお、同答申及び規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月23日閣議決定）に基づき、いずれの在留資格に係る要件も満たさない具体例について、経済団体等を通じて調査を行なったところ、具体例の提示はなく、制度の見直しは必要ないとされた経緯があります。</p> | -     | -         | -                  | - |

| 提案<br>管理<br>番号              | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名     | 規制等の根拠法令等             | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容   | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|-----------------------------|------------------|---------|-----------------------|---|---|-------|-----------|--------------------|
| <b>6 在留資格「技能」に係る対象範囲の拡大</b> |                  |         |                       |   |   |       |           |                    |
| 099010                      | ㈱特区ビジネスコンサルティング  | 外国人活用特区 | 出入国管理及び難民認定法 別表第一の二 二 | <p>・農業分野での外国人就労資格を追加し（「技能」）、農業技術を有する外国人の一定期間（3か月から3年程度）の就業を認めるようにする。</p> <p>・漁業分野での外国人の就労資格を追加（「技能」）、漁業技術を有する外国人の一定期間（3年を限度）の就業を認めるようにする。</p> | 現行の専門的・技術的分野に該当しない外国人材の受け入れ範囲の拡大について、分野別及び日本における農業改革への影響や国民生活等への影響があることから、国民的セイシングを踏まえ、幅広い観点から政府横断的に検討していく必要がありますとの考え方です。 | -     | -         | -                  |

| 提案<br>管理<br>番号                 | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                          | 規制等の根拠法令等  | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|--------------------------------|------------------|------------------------------|--|--|---|-------|-----------|--------------------|
| <b>7 在留資格「特定活動」に係る許可要件の緩和等</b> |                  |                              |  |  |   |       |           |                    |
| 046021                         | 医療法人 明正会         | 健康長寿の大地の恵み<br>温泉・食と医療の融合国際拠点 | ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第21条第3項及び別表第1の5<br>・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2<br>・出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第25号 | 医療滞在ビザで本邦に入国し、健診を受けた結果異常が見つかり、入院加療を必要とした場合、90日を超えて通院治療が必要となった場合、在留期間の更新を許可する。  | 治療等の目的のため医療滞在ビザで本邦に入国後、その期間内に治療等が終了しない場合や検査の結果、疾患が発見され我が国での治療が必要であるが当初の施設では治療が終わらないといった場合等特段の事情が認められる場合には、入院の有無にかかわらず、現在でも、医師からの診断書や滞在中の経費を支弁できることの立証資料等の提出を求めた上で在留期間更新をすることも可能である。 | —     | —         | —                  |
| 046022                         | 医療法人 明正会         | 健康長寿の大地の恵み<br>温泉・食と医療の融合国際拠点 | ・出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項<br>・出入国管理及び難民認定法施行規則第3条及び別表第2  | 現地での健診結果等から90日を超える通院治療が必要であると解され、医療滞在ビザで本邦に入国する場合には、例外的に滞在期間を180日とするビザの発給を認める。 | 治療等の目的のため医療滞在ビザで本邦に入国後、その期間内に治療等が終了しない場合等特段の事情が認められる場合には、入院の有無にかかわらず、現在でも、医師からの診断書や滞在中の経費を支弁できることの立証資料等の提出を求めた上で在留期間更新を許可しているところであり、現行制度においても、必要に応じ90日以上の滞在は可能である。                  | —     | —         | —                  |
| 046023                         | 医療法人 明正会         | 健康長寿の大地の恵み<br>温泉・食と医療の融合国際拠点 | 出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第26号   | 医療滞在ビザで入国する者の多くは、専門的な世話を伴い入国することが想定されるため、報酬を支払われている世話をあつても在留を許可する。             | 医療滞在制度に係る措置は、国際医療交流の促進のため、長期間の医療を受ける者及びその付添人の入国・在留を認めるものであり、それ以外の就労活動を認めることを目的としているわけではないため、報酬を支払われている世話を認めることはできない。  | —     | —         | —                  |
| 048130                         | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区          | 国家戦略特別区域法第16条の3  | 特区内において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化                  | 平成27年9月、国家戦略特別区域における特例措置として、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」が創設されており、御提案に沿う制度が既に設けられています。  | —     | —         | —                  |

| 提案<br>管理<br>番号      | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                             | 規制等の根拠法令等         | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容                    | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|---------------------|------------------|---------------------------------|-------------------|--|--|-------|-----------|--------------------|
| <b>8 新たな在留資格の創設</b> |                  |                                 |                   |  |  |       |           |                    |
| 066010              | 学研コファンホールディングス   | 在留外国人の有資格者の就労支援                 | 出入国管理及び難民認定法 別表第一 | 保育士資格を有する外国人が国内で保育士として働けるよう、保育士の在留資格を創設する。     | 現状保育士の資格によって就労できる在留資格はありません。保育士の確保についても、国内の人材確保対策を充実・強化していくことを基本としており、御提案に対応することは困難です。   | —     | —         | —                  |
| 078080              | 秋田県大潟村           | (仮)<br>創立100周年へ向かう<br>新たな農業創生特区 | 出入国管理及び難民認定法      | 農作業についても、帰国した際にはその農業技術の伝承につながることから、就労ビザの発行を行う。 | 御提案については、国家戦略特区WGにおける議論を受けて、農業分野の外国人材については、特例措置を設ける必要性について、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとされています（平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」）。 | —     | —         | —                  |

## 05【法務省】国家戦略特区等提案再検討要請回答.xlsx

| 提案<br>番号 | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                  | 規制等の根拠法令等   | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容   | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|----------|------------------|----------------------|---|---|-------------------|-------|-----------|--------------------|
| 080010   | ㈱特区ビジネスコンサルティング  | クールジャパンに関わる外国人材の就労解禁 | ・出入国管理及び難民認定法第2条の2<br>・同 別表第一の二 二<br>・出入国管理及び難民認定法第27条、第28条 | <p>(1)クールジャパン</p> <p>現行においては、クールジャパンにかかる分野において、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識が必要とする業務に從事するようとする場合は、当該業務の実務者又は知識者として登録され、我が国の専修学校の文部課程を修了した専門士又は高度専門士の称号を得ているときには、「技術・人文知識」の専門士の称号によって就労が可能です。</p> <p>具体的な許可事例については、当省ホームページにおいて公表している事例等の充実化を図ることとしていたと考えています。</p> <p>これらに該当しない個人材の受け入れ範囲の拡大については、労働市場及び日本人の労働改善への影響や国民生活等への影響があることから、「日本再興戦略」(改訂2015)に従って、国民的コンセンサスを踏まえ、幅広い観点から政府模倣的に検討していく必要があるものと考えます。</p> <p>なお、平成28年3月に新設された「改革重視家戦略特区」の附則第2条においては、外資系企業の雇用の促進、人材育成、デザイン業、接客業等で働きながら就労することを可能とする在留資格を整備することとされています。</p> <p>滞在期間は、基本的に3年間と定められており、3年以内に必要な期間を加えた期間とし、その後は、帰國して海外への書類を提出していただく。</p> <p>・特区で限定的に実施する。</p> <p>・制度を悪用した外国人の在留などが生じるリスクを防ぐため、事業である店舗等は信頼性の高いところに限られ、自治体の関与等の十分なエビューブル化を図る。</p> <p>・外国人就労ビザの申請において、上場企業や中小企業など、企業規模にとらわれるごとなく申請に必要な書類を統一して、わかりやすい手続きを定める。</p> <p>・入国管理局および労働基準監督署の就労状況の定期監査といった業務を民間に委託する。</p> <p>(2)申請書類</p> <p>上場企業については、公表資料等により当該企業の活動実態が明らかとなっていることを踏まえて、提出書類の一部簡素化を行っているものであり、他の企業と取扱いが異なることは合理性が認められるものと考えています。</p> <p>(3)民間委託</p> <p>入管法に基づく在留者の管理に係る各種審査・調査は、①当該外国人の出入国登録在留资格申請書類の提出個人情報へのアクセスが必要であること、②入管法違反容疑の事実を立証するための専門的な能力が求められること、③調査の過程において、裁判所から訴訟状を得て強制調査により事業所へ立ち入りての臨検、捜索及び押収が必要となる事実があること、④身柄の拘束など直ちに公権力の行使が必要となる場面があることなどから、民間委託の対象としては困難です。</p> <p>また、「定期監査」は臨検等を指しているのですが、労働基準監督署は、労働基準監視法令等に規定ある事業者に対して、司法警察権限を行使して必要書類等の提出のできる限り、其を臨検等については罰則をもつてその権利が保障されています。そのため、臨検の拒否、尋問に對する不陳述や虚偽陳述、帳簿の不提出や虚偽記載帳簿の提示等に對しては、即座に司法警察権限を行使することも可能です。</p> <p>事業者が法令違反の事実を隠匿する意思をもって臨検等を妨げた場合等に、迅速かつ正確に対応することができないため、臨検等の権限を民間委託することは出来ません。</p> | —                 | —     | —         | —                  |

| 提案<br>管理<br>番号                 | 提案主体の氏名<br>又は団体名   | 提案名  | 規制等の根拠法令等   | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請   | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |   |
|--------------------------------|--|--|---|--|---|---|-----------|--------------------|---|
| <b>9 不動産登記簿等の閲覧に係る申請手続の簡素化</b> |  |  |   |  |   |   |           |                    |   |
| 059120                         | 1. 人吉市【提案代表者】<br>2. 一般社団法人九州G空間情報実証協議会<br>3. 九州大学<br>4. 鹿児島大学<br>5. 崇城大学 | 地方創生の実現に向けた近未来技術実証特区@人吉                        | 不動産登記法(第119条第2項)…登記事項証明書の交付等<br>不動産登記規則(第193条第1項)…登記事項証明書の交付の請求情報等<br>不動産登記規則(第194条第1項)…登記事項証明書等の交付の請求の方法等)           | 森林施業を目的とする土地所有者の確認のための登記簿等の閲覧に限り、申請手続きを省略化する。  | 所有者の確認については、コンピュータシステムの導入により、登記簿の閲覧に代わる制度(不動産の登記事項要約書(登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面)の請求)によって行われていると思われるところ、当該要約書の請求は対象の土地や建物を登記する登記所の窓口において行う必要があり(不動産登記法(平成16年法律第123号第119条第2項))、その申請手続を省力化しても効率化にはならない。<br>一方、平成27年7月より、電子申請サービスを用いて自宅と事務所のパソコンで登記記録の閲覧や登記簿等の閲覧を行うことができる登記情報提供サービス(電子登記簿による登記情報の提出に関する法律(平成11年法律第26号))が開始され、同サービスでは、登記所の窓口に行かなくてよいだけではなく、最新の登記事項の全てを見ることができ、かつ、登記事項要約書と比べて手数料も大幅に安価となっている(1件につき337円(登記情報提供サービスのホームページ参照))ことから、同サービスを利用することにより、確認作業の大幅な省力化・効率化を図ることができると考えられる。 | 参考: 登記情報提供サービス<br><a href="http://www1.touki.or.jp">http://www1.touki.or.jp</a> | —         | —                  | — |
| <b>10 区分所有建物の建替え決議要件の緩和</b>    |  |  |   |  |   |   |           |                    |   |
| 074010                         | 森ビル株式会社  | 建物区分所有法における建替え決議要件の変更<br>建物の区分所有等に関する法律第62条第1項 | 区分所有法の建替え決議について、建物区分所有法の区分所有者及び隣接区分所有者5分の4以上の賛成を得て、建替えを要する要件を見直し、都市再開発法に基づく組合設立要件と同様の「区分所有者及び隣接権の各3分の2以上」の賛成を要件と変更する。 | 区分所有法は、一棟の建物を区分してその各部分を所有権の目的とした場合について、建物及びその敷地の共同管理等について、私人である区分所有者相互間の法律關係を定める法律であり、その性質上、特区による特例を設けることに制限はない。<br><br>区分所有法の建替え決議は、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うこととなるため、これを多数法により行うことの正当性を担保するために、多数決要件は厳格である必要がある。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者には、都市再生のさらなるスムーズアップに貢献するものであり、特区による特例を緩和した場合には、その分け算割りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、建替え事業の円滑な遂行によっての障害となる。そのため、区分所有法の建替え決議要件を緩和するることは相当ではない。<br>なお、決議に賛成しなかった区分所有者について、その区分所有権の賃借での買取りが予定されているとしても、その意思に反して区分所有権を失うことになる以上、多数決要件に厳格性が求められることに向らざりではない。決議要件を緩和した場合における建替え事業への影響について、区分所有法があらゆる区分所有建物に適用される以上、テナントが積極的に借りる区分所有建物のみを対象すれば足りるのではないかとの見方もある。 | 国家戦略特区基本方針では、「居住環境を含め、世界と競える国際都市の形成」等をスピード感と実行力をもって取組むことを重要としている。建物区分所有法における建替え決議要件を見直すことは、それが建替えの障害になる可能性も否定できないのであって、その見直しが都市再生の更なるスピーディーな実現に資するものとは必ずしもいえないと考えられます。<br>更に、建替え後の区分所有法建物の一部売却がされ、建替えに参加しない区分所有者からの買取り資金が将来回収されかねば個々の建替えによって異なる確実に資金の回収が担保されるものではない。区分所有法の決議により行くつ建替えは、区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員の同意を要するものであるところ、建替え決議に賛成しなかつた区分所有者の意思に反して区分所有権を失うことによって、多數決要件は厳格である必要があることに変わりはないのであって、このことは、認定を受けた事業についてのみ適用されるということにより直ちに解決されるものではありません。                       | 本提案主体からの意見を踏まえ、再度検討の上回答されたい。  | —         | —                  | — |

| 提案<br>管理<br>番号                               | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名  | 規制等の根拠法令等                                 | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容   | 各府省庁からの検討要請に対する回答  | 再検討要請                                       | 提案主体からの意見   | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|--|------------------|--|---|---|--|---|---|--------------------|
| <b>11 借地借家法における賃貸人の更新拒絶・解約申入れに係る正当事由の明文化</b> |                  |  |   |   |  |   |   |                    |
| 075010                                       | 森ビル株式会社          | 借地借家法における建物の普通賃貸契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由の明文化 | 借地借家法第28条                                 | 借地借家法における正当事由制度について、区分所有法に定める建築え決議や法定再開発の認可が正当事由に当たることを明文化する。   | <p>借地借家法は、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、私人間の法律関係を定める法律であることからすると、性質上、特区による特例を設けることには訓染まい。</p> <p>現行の借地借家法のもとでも、耐震補強の必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的な事例に則して適切に考慮されているものと承知している。</p> <p>また、既存の借地借家法を実現するために、耐震補強等の必要性を正当事由とすることが、正当事由の判断要素として挙げることについては、借地借家法上の正当事由制度が賃貸人に賃借人との間に於ける適切な利害調整を図るものであることをからすると、慎重に検討する必要があると考えられる。</p> | <p>右提案主体からの意見(代替案を含む)を踏まえ、再度検討の上回答されたい。</p> | <p>前段について<br/>既に回答に記載したとおりであるが、現行の借地借家法のもとでも、耐震補強の必要性等については、正当事由の有無を判断するに当たって個々の具体的な事例に則して適切に考慮されているものと承知しています。また、提案は、建築物の耐震化の確保や賃貸などの権利の維持の目的を目的とするものと考えられるが、借地借家法の主旨を尊重するための反対目的を主張するためのものではないことかあります。上記目的の実現のために同制度の条件等を見直すこの相違性についても慎重に検討する必要があります。</p> <p>後段①について<br/>なお、提案に係る「労働審判に類する(仮称)借家審判制度」の内容が定かではないが、手続きに要する時間の観点からすれば、建築事件・建物の明渡し・引渡し・取扱い及び建物に関する登記手続等を請求する事件の第一審の平均審理期間は3.9ヶ月(平成27年の統計)と迅速に行われているものと承知しており、ご提案の審判制度を新たに設ける必要性はないと考えられます。</p> <p>後段②について<br/>裁判所においては、これまでも知的財産権事件・行政事件・医事関係事件・建築関係事件などについて、東京、横浜、大阪、名古屋等に専門的、集中的に処理する部を設けるなど専門的処理態勢を採り、適正迅速な事件処理に努めています。これですが、現時点で、借家紛争に関する事件を専門的、集中的に処理する部は設けてはいないものと承知しています。</p> <p>裁判所における新たな専門部・集中部の設置を含む専門的処理態勢の充実については、適正かつ迅速な裁判を実現するという目的を踏まえ、各府において、事件動向等も見ながらその必要性を検討していくものと承知しています。</p> |                    |
| <b>12 民有地上空におけるドローン飛行の自由化</b>                |                  |  |   |   |  |   |   |                    |
| 078020                                       | 秋田県大潟村           | (仮)<br>創立100周年へ向かう<br>新たな農業創生特区                  | 電波法27条18、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則2条(特定無線設備) | 【電波法関係】デジタル簡易無線局(登録局)の出力を最大5Wより大きさく(村全体会を1~2局でカバーできるようにする)。<br>【航空法】基本圖場・副圖場と場所が分かれているほか、共同利用等で隣接圖場への移動や、公道(農道)を渡っての飛行が必要であるため、届け出のみで飛行ができるようになる。<br>【民法】圖場(農地)に限り、他人の所有地の上空は自由に飛行できるようにする。 | 民法は、私人間の法律関係を規定する一般法であり、その性質上、特区による特例を設けることに頗る。  | -   | -   | -                  |

| 提案<br>管理<br>番号               | 提案主体の氏名<br>又は団体名 | 提案名                 | 規制等の根拠法令等       | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の<br>内容  | 各府省庁からの検討要請に対する回答   | 再検討要請 | 提案主体からの意見 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|------------------------------|------------------|---------------------|-----------------|--|---|-------|-----------|--------------------|
| <b>13 公証役場における定款認証の特例の活用</b> |                  |                     |                 |  |   |       |           |                    |
| 048060                       | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区 | 国家戦略特別区域法第12条の2 | 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化           | 国家戦略特別区域法第8条第2項第2号に規定する特定事業として公証人役場外定款認証事業を含めた区域計画について、内閣認證大臣の認定を受けた上記に、公証人は、公証人法第18条第2項本文の規定にかかるず、当該区域計画に定められた場所において、定款の認証に関する職務を行なうことができる」ととされている(国家戦略特別区域法第12条の2)。 | -     | -         | -                  |
| <b>14 ワンストップセンターの設置</b>      |                  |                     |                 |  |   |       |           |                    |
| 048050                       | 広島県              | 広島県ビッグデータバンク創造・活用特区 | 国家戦略特別区域法       | 外国人を含めた企業・開業支援のため、登記、税務、年金、提案認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。 | ワンストップセンターは、国家戦略特別区域法第36条の2に基づき、国家戦略特別区域内に設置されるものです。今後、区域ごとに設置される国家戦略特別区域会議での意見等を踏まえ、設置を検討してまいります。  | -     | -         | -                  |